

東日本大震災復興特別区域法資料

東日本大震災復興対策本部事務局

2011年12月

目 次

1. 東日本大震災復興特別区域法の概要 p. 1
2. 復興推進計画による規制・手続に関する特例 p. 10
3. 復興推進計画による税・金融上の特例措置 p. 25
4. 復興整備計画と主な特例措置 p. 36
5. 東日本大震災復興交付金 p. 50

- 東日本大震災復興特別区域法の対象区域（案）（p.2）
- 東日本大震災復興特別区域法の枠組み（p.3）
- 復興推進計画の作成について（p.4）
- 復興特区制度のイメージ（p.5）
- 土地利用再編の特例（p.6）
- 復興特区における税制上の特例措置・利子補給金制度（p.7）
- 復興交付金について（p.8）

東日本大震災復興特別区域法の対象区域（案）



- 北海道：^{ひろおちょう} 広尾町 ^{はまなかちょう} 浜中町
- 青森県：^{はちのへし} 八戸市 ^{みさわし} 三沢市 ^{ちやう} おいらせ町 ^{はしかみちやう} 階上町
- 岩手県：県内全市町村
- 宮城県：県内全市町村
- 福島県：県内全市町村
- 茨城県：^{みとし} 水戸市 ^{ひたちし} 日立市 ^{つちうらし} 土浦市 ^{こがし} 古河市 ^{いしおかし} 石岡市 ^{ゆうきし} 結城市
- ^{りゅうがさきし} 龍ヶ崎市 ^{しもつまし} 下妻市 ^{じょうそうし} 常総市 ^{ひたちおおたし} 常陸太田市 ^{たかはぎし} 高萩市
- ^{きたいばらきし} 北茨城市 ^{かざまし} 笠間市 ^{とりでし} 取手市 ^{うくし} 牛久市 ^{つくばし} つくば市 ^ひ ひ
- ^{たちなか} たちなか市 ^{かしまし} 鹿嶋市 ^{いたこし} 潮来市 ^{ひたちおおみやし} 常陸大宮市 ^{なかし} 那珂市
- ^{ちくせいし} 筑西市 ^{ばんどうし} 坂東市 ^{いなしきし} 稲敷市 ^{かすみがうらし} かすみがうらし市 ^{さくらがわし} 桜川市
- ^{かみすし} 神栖市 ^{なめがたし} 行方市 ^{ほこたし} 鉾田市 ^{つくばみらいし} つくばみらい市 ^{おみたまし} 小美玉
- ^{いばらきまち} 市 ^{おおあらいまち} 茨城町 ^{じろさとまち} 大洗町 ^{とうかいむら} 城里町 ^{だいごまち} 東海村 ^{みほむら} 大子町
- ^{あみまち} 美浦村 ^{かわちまち} 阿見町 ^{とねまち} 河内町 ^{とねまち} 利根町
- 栃木県：^{うつのみやし} 宇都宮市 ^{あしかがし} 足利市 ^{さのし} 佐野市 ^{おやまし} 小山市 ^{もおかし} 真岡市
- ^{おおたわらし} 大田原市 ^{やいたし} 矢板市 ^{なすしおぼらし} 那須塩原市 ^{さくらし} さくら市
- ^{なすからすやまし} 那須烏山市 ^{ましこまち} 益子町 ^{もてぎまち} 茂木町 ^{いちかいまち} 市貝町 ^{はがまち} 芳賀町
- ^{たかねざわまち} 高根沢町 ^{なすまち} 那須町 ^{なかがわまち} 那珂川町
- 埼玉県：^{くまし} 久喜市
- 千葉県：^{ちばし} 千葉市 ^{ちやうしし} 銚子市 ^{いちかわし} 市川市 ^{ふなばしし} 船橋市 ^{まつどし} 松戸市 ^{なりたし} 成田市
- ^{さくらし} 佐倉市 ^{とうがねし} 東金市 ^{あさひし} 旭市 ^{ならしのし} 習志野市 ^{やちよし} 八千代市 ^{あびこし} 我孫
- ^{うらやすし} 子市 ^{いんざいし} 浦安市 ^{とみさとし} 印西市 ^{そうさし} 富里市 ^{かとりし} 匝瑳市 ^{かとりし} 香取市
- ^{さんむし} 山武市 ^{すいまち} 酒々井町 ^{さかえまち} 栄町 ^{こうぎままち} 神崎町 ^{たごまち} 多古町 ^{とうのしょうまち} 東庄町
- ^{おおあみしらさとまち} 大網白里町 ^{くじゅうくりまち} 九十九里町 ^{よこしばかりまち} 横芝光町 ^{しらこまち} 白子町
- 新潟県：^{とおかまちし} 十日町市 ^{じやうえつし} 上越市 ^{つなんまち} 津南町
- 長野県：^{さかえむら} 栄村

東日本大震災復興特別区域法の枠組み

復興特別区域としての計画作成ができる地方公共団体の区域

東日本大震災により一定の被害が生じた区域である財特法の特定被災区域等(222市町村の区域)

復興特別区域基本方針 (閣議決定)

【主な内容】

- ・復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項
- ・復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき地方公共団体に対する支援その他の施策に関する基本的な方針
- ・復興推進計画の認定に関する基本的な事項
- ・復興特別区域における特別措置 等

国と地方の協議会

- ・地域からの新たな特例の提案等について協議
- ・県ごとに設置(地域別等の分科会設置も可能)
- ・現地で開催
- ・復興庁が被災地の立場に立って運営

復興推進計画の作成

県、市町村が単独又は共同して作成
民間事業者等の提案が可能
個別の規制、手続の特例や税制上の特例等を受けるための計画

内閣総理大臣の認定

- ・住宅、産業、まちづくり、医療・福祉等の各分野にわたる規制、手続の特例
- ・雇用の創出等を強力に支援する税制上の特例措置
- ・利子補給

特例の追加・充実

復興整備計画の作成

市町村が単独又は県と共同して作成
土地利用の再編に係る特例許可・手続の特例等を受けるための計画

- ・必要に応じ、公聴会、公告、縦覧
- ・復興整備協議会で協議・同意

計画の公表

土地利用再編のための特例

- ・事業に必要な許可の特例
- ・手続のワンストップ処理
- ・新しいタイプの事業制度の活用

復興交付金事業計画の作成

市町村が単独又は県と共同して作成
交付金事業(著しい被害を受けた地域の復興のための事業)に関する計画

内閣総理大臣に提出

復興地域づくりを支援する新たな交付金(復興交付金)

- ・40のハード補助事業を一括化
- ・用途の緩やかな資金を確保
- ・地方負担を全て手当て
- ・執行の弾力化・手続の簡素化³

復興推進計画の作成について

復興推進計画は、個別の規制・手続の特例や税制上の特例等を受けるために、県、市町村が単独又は共同して作成する計画。民間事業者等からの提案も可能。
国の認定を受けることにより、規制の特例等が適用。

復興推進計画の作成

地域協議会

(設置は任意。ただし一部の特例等を活用する場合等は必置)

意見聴取

(県・市町村は、関係地方公共団体及び復興推進事業の実施主体への意見聴取が必要)

復興推進計画の申請(復興局へ)

同意手続

(復興庁において、関係行政機関の長の同意手続を行う)

復興推進計画の認定(復興庁)

- 規制の特例等を活用した事業の実施
- 税制の特例を講じる事業者の指定等

* 計画の認定後の変更は随時可能。

《復興推進計画に位置付ける事項》

- ・規制の特例措置
- ・課税の特例措置
- ・復興特区支援利子補給金の支給 等

《留意事項》

・計画作成主体と記載事項は、柔軟に設定可能

例①: 県が産業集積関係の税制上の特例、市町村が公営住宅の整備等、県と市町村が分野毎に役割分担して計画を作成

例②: 県が複数市町村の区域についてまとめて計画を作成

例③: 計画の一部事項から作成し、その後、計画を拡充・変更

- ・復興推進計画、復興整備計画、復興交付金事業計画の3つまとめての作成も可能
- ・作成している県・市町村の復興計画に復興特区の計画事項の記載も可能
- ・事前相談も実施
(復興庁・復興局設置までは、復興対策本部事務局、現地対策本部事務局)

《計画の概要(記載事項)》

①復興推進計画の区域、目標、取組内容

②「①」で実施する各特例を適用する復興推進事業の内容、実施主体(見込みで可)、事業ごとの特別措置の内容

③復興産業集積区域、復興居住区域等の区域(税制の特例適用^(※)等、必要な場合のみ)

④「③」で実施する復興推進事業の内容、実施主体(見込みで可)、事業ごとの特別措置の内容

(※)産業集積関係の税制上の特例を活用する場合には、復興産業集積区域の設定が必須。
優良賃貸住宅関係の税制上の特例を活用する場合には、復興居住区域の設定が必須。

復興特区制度のイメージ

制度のポイント

- ・復興特別区域での規制・手続等の特例、税・財政・金融上の支援
- ・地方公共団体の取組みにワンストップで総合的な支援を行う仕組み

特例措置

規制・手続等の特例

- (住宅)
 - ・公営住宅の入居基準の緩和
- (産業)
 - ・農林水産物加工・販売施設、バイオマスエネルギー施設等の整備の開発許可特例
 - ・漁業権の免許に関する特例
 - ・医療機器製造販売業等への参入を円滑にする許可基準の緩和
 - ・小水力発電に関する関係省庁協議等の簡素化
 - ・用途規制の緩和 等

土地利用再編の特例

- ・既存の土地利用計画(都市、農地、森林等)の枠組みを超えて迅速な土地利用再編を行う特別措置
- ・津波避難建物の容積率緩和 等

税制上の特例

- ・被災地の産業集積のための投資・雇用・研究開発を促進する税制
- ・地方税減免の減収補填 ・優良賃貸住宅の投資促進税制
- ・地域貢献会社への出資に係る所得控除

財政・金融上の特例

- ・復興交付金
- ・復興特区支援利子補給金

国と地方の協議会を通じて特例措置を追加・充実

復興特別区域制度のスキーム

震災財特法上の特定被災区域等の地方公共団体が復興特別区域としての計画を作成

- ・規制、手続、税制等の特例関連
- ・土地利用再編特例関連
- ・交付金関連

民間からの提案

国と地方の協議会

提出、認定等の手続

- ①規制・手続等の特例
- ②税制等の支援措置
- ③復興交付金

各被災地の復興プラン・復興プロジェクト例

土地利用再編により住まいと雇用の確保を図るまちづくり

- ・住宅地と農地の一体的な交換・整備 ・住まいの高台移転、公営住宅の整備
- ・商店街の再生 ・自動車部品工場の立地
- ・農林水産業の再生 ・水産加工工場等の再建 等

再生可能エネルギー導入促進による地域づくり

- ・メガソーラー、洋上風力発電システムの設置 ・風力発電関連産業の集積
- ・小水力発電 ・木質がれき・廃材の有効利用(バイオマス発電)
- ・スマートコミュニティ ・野菜工場の整備 等

医療関連産業の集積拠点の形成

- ・医薬品・医療機器産業拠点の形成 ・医薬品・医療機器・臨床等の研究拠点の構築
- ・臨床研究・治験の迅速化 ・先端医療拠点の形成 等

土地利用再編の特例

既存の土地利用計画（都市、農地、森林等）の枠組みを超えて、迅速な土地利用再編を行う特例措置を創設し、地域の実情に応じた復興まちづくりを速やかに実現

事業に必要な許可の特例・手続のワンストップ処理

現状と課題

- ①事業実施のために必要な許可が得られない（市街化調整区域における開発許可、農地転用の許可等）
- ②事業実施のためには複数の許可が必要（開発許可、農地転用の許可等）

計画に基づく事業の実施

- ◆市街化調整区域における開発行為、農地転用等について特例的に許可
- ◆開発許可、農地転用の許可等、事業に必要な複数の許可手続をワンストップで処理
- ◆都市計画や農用地利用計画等の決定・変更手続についても、ワンストップで処理

新しいタイプの事業制度の創設

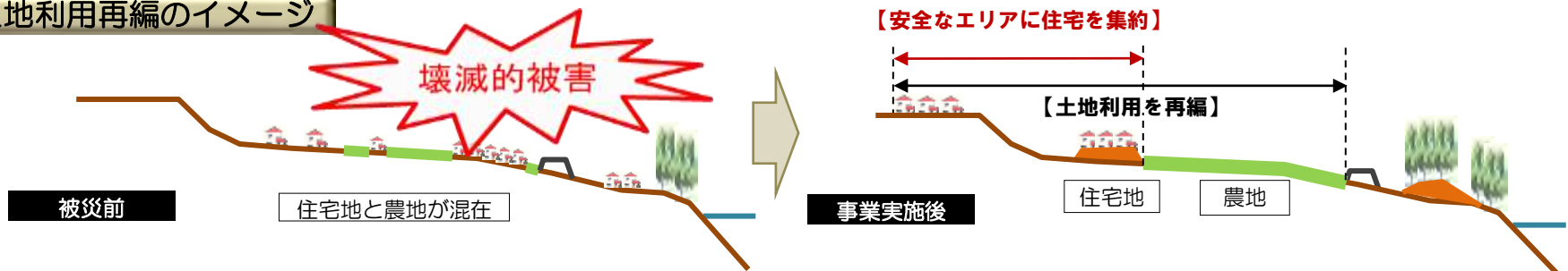
現状と課題

- ③住宅地と農地が混在するなど、被災地の実態に即した事業手法が必要

計画に基づく事業の実施

- ◆住宅地と農地を一体的に交換・整備する事業
- ◆市街化調整区域内でも土地区画整理事業を実施可能に
- ◆防災集団移転促進事業について、住宅用地のみならず、医療施設等についても国費負担対象に

土地利用再編のイメージ



復興特区における税制上の特例措置・利子補給金制度

1. 税制上の特例措置

(1) 被災地の雇用機会の確保のための税制上の特例措置 (～28年3月末)

復興産業集積区域内において、雇用に大きな被害が生じた地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う法人を対象として、以下の思い切った税制上の特例措置を創設。

特別償却／ 税額控除	特別償却	～26年3月末	～28年3月末	選択 適用 ←→	税額控除(※1)	～26年3月末	～28年3月末
		機械装置	即時償却		50%		機械装置
選択適用	建物・構築物	25%			建物・構築物	8%	

(※1 上記税額控除は、法人税額の20%が限度。但し、4年間の繰り越しが可能。)

法人税特別控除

雇用等している被災者に対する給与等支給額の**10%を税額控除**(※2) (※2 法人税額の20%が限度)

新規立地 促進税制

新規立地新設企業(※3)
を5年間無税に

新設法人の再投資等準備金積立額の**損金算入**
(指定後5年間、所得金額を限度)

再投資等した場合の**即時償却**
(再投資等準備金残高を限度)

(※3 雇用に大きな被害が生じた地域を有する地方公共団体が設置する復興産業集積区域内に限る。)

研究開発税制

開発研究用資産について**即時償却**

開発研究用資産の即時償却した減価償却費の**12%を税額控除**(通常8～10%)

(2) 地方公共団体の地方税に係る課税免除又は不均一課税による減収に対する補填措置 (～28年3月末)

復興産業集積区域内における(1)の地域の雇用機会の確保に寄与する事業に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合の地方公共団体の減収に対し、特例的に地方交付税により補填。(事業税・固定資産税は投資から5年)

(3) 被災者向け優良賃貸住宅の特別償却等 (～26年3月末)

住宅に大きな被害が生じた地域の復興居住区域内における被災者向け優良賃貸住宅供給事業者に対し、特別償却(**25%**)又は税額控除(※4)(**8%**)

(※4 法人税額の20%が限度。但し、4年間の繰り越しが可能。)

(4) 出資に係る所得控除 (～28年3月末指定)

まちづくり会社や特産品開発等地域の復興に貢献する事業を行う者として指定された中小企業者に対する個人の出資に係る所得控除(指定後5年間)

2. 復興特区支援利子補給金制度

復興の中核となる事業実施者による指定金融機関からの資金借入れに対する利子補給(5年間、補給率0.7%以内)

東日本大震災復興交付金について

目的：復興交付金の創設により、被災地方公共団体が自らの復興プランの下に進める地域づくりを支援し、復興を加速させる。

対象：著しい被害を受けた地域の復興地域づくりに必要となる事業

(注) 東日本大震災財特法の特定被災区域である市町村等及び当該市町村において道県が行う上記の事業

規模：国費1兆5,612億円（事業費1兆9,307億円） ※事業費は国費+地方負担

基幹事業

■被災地方公共団体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化

(事業費1兆4,302億円)

道路整備事業（補助金）

学校整備事業（補助金）

土地区画整理事業（補助金）

病院耐震化事業（補助金）

防災集団移転促進事業（補助金）

浄化槽整備事業（補助金）

農業農村整備事業（補助金）

：

漁業集落整備事業（補助金）

基幹事業・・・5省40事業

被災地方公共団体

復興計画の下に進める地域づくりを支援

基幹事業に関連して自主的かつ主体的に実施する事業（効果促進事業等）

■用途の自由度の高い資金により、ハード・ソフト事業ニーズに対応

(事業費5,006億円、補助率80%、基幹事業費の35%を上限)

基幹事業

都市公園整備事業
防災集団移転促進事業
都市防災推進事業
市街地再開発事業
：

効果促進事業等

(例)
災害発生時の避難路を整備
低地の市街地とを結ぶバス路線整備
ハザードマップを作成
まちづくりワークショップを開催

基幹事業と関連し、復興のためのハード・ソフト事業を実施可能とする用途の緩やかな資金を確保。

地方負担の軽減

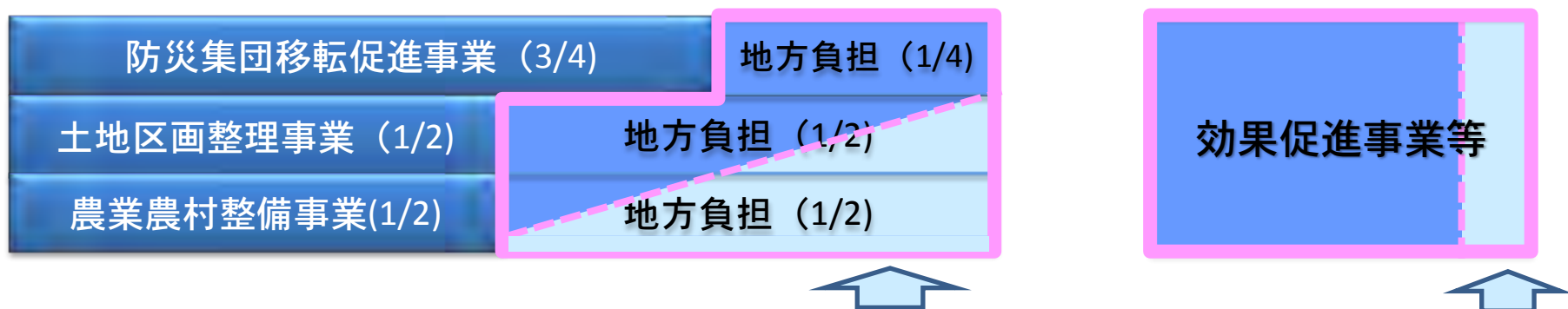
■地方負担については、①追加的な国庫補助、及び②地方交付税の加算、により全て手当

①追加的な国庫補助：地方負担分の50%及び効果促進事業等の80%を国庫補助

(例)

地方負担分の50%を補助

効果促進事業等の80%を補助



②地方交付税の加算：なお生じる地方負担は地方交付税の加算により確実に手当て（その財源は3次補正で全額措置）

■執行の弾力化・手続の簡素化

- ワンストップ化 市町村の復興計画全体（関連する県事業を含む）をパッケージで国に提出。
- 執行上の弾力化等 事業間流用や年度間調整（検討中）、交付・繰越・変更等に係る諸手続の簡素化

内閣府で予算を一括計上し、市町村が提出する計画に基づいて配分。
各府省と協力して事業実施。